一般財団法人ソフトウェア情報センター 発行・編集 専務理事 光主清範

No. 141(2015/3)

Akama i 事件連邦最高裁判決

LIMELIGHT NETWORKS, INC., Petitioner v. AKAMAI TECHNOLOGIES, INC., et al. No. 12-786

SUPREME COURT OF THE UNITED STATES

134 S. Ct. 2111; 189 L. Ed. 2d 52; 2014 U.S. LEXIS 3817; 82 U.S.L.W. 4439; 110 U.S.P.Q. 2D (BNA) 1681; 24 Fla. L. Weekly Fed. S 816

April 30, 2014, Argued

June 2, 2014, Decided

平嶋 竜太 (筑波大学)

1 事案の概要

- 1-1 САГС判決までの経緯
- 1-2 CAFC判決
- 1-3 САГС判決までの主要な争点
- 1-4 Mckesson事件
- 1-5 Akamai & Mckesson 事件 CAFC en banc 判決

2 連邦最高裁判決

- 2-1 争点と結論
- 2-2 判旨

3 検討

- 3-1 Akamai & Mckesson事件CAFC en banc判決の影響と課題
- 3-2 連邦最高裁判決の検討
- 3-3 連邦最高裁判決の影響と評価
- 3-4 日本法への示唆

1 事案の概要

1-1 CAFC判決までの経緯

本件は、Akamai Technologies, Inc.ら(原審原告)が、米国特許6,108,703号(以下、703号特許とする)について、Limelight Networks, Inc. (原審被告)による特許権侵害を主張

SOFTIC

© 2015 (一財)ソフトウェア情報センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-4 東都ビル 4 階 TEL. (03)3437-3071 FAX. (03)3437-3398 WebSite http://www.softic.or.jp/ して提訴した事案である。なお、米国特許6,108,703号の特許権者は、訴外MIT(マサチューセッツ工科大学)であり、原審原告Akamaiは当該特許の独占的ライセンシーであった。703号特許の技術的内容とは、インターネット上でのWebサイトを構成している個々の埋め込みオブジェクトが、それぞれオブジェクト毎にコンテンツデリバリーネットワーク(CDN)上に保存されている場合に、コンテンツ提供者のコンピュータからWebサイトのドキュメントをデリバリーするコンテンツデリバリーサービス方法に関するものである。

AkamaiとLimelightはいずれもコンテンツデリバリーネットワーク(CDN)の市場でビジネスを行っており、競合関係にあったところ、被告側Limelightのサービスではコンテンツ提供者の埋め込みオブジェクトをコンテンツデリバリーネットワーク(CDN)上からデリバリーする形をとっていた。Limelightと顧客たるコンテンツ提供者との間の契約によると、コンテンツ提供者側が、Limelightのコンテンツデリバリーネットワーク(CDN)から、どの埋め込みオブジェクトを供給されるようにするのかを選択するという過程、さらに、それらの埋め込みオブジェクトについてはコンテンツ提供者がLimelightの説明にしたがってタグ付けする過程、については、コンテンツ提供者自らが行う必要があった。

原審であるマサチューセッツ連邦地裁は、703号特許について侵害とする陪審評決を覆す判断(法律問題としての判断、JMOL) ¹を下したことから、これを不服としたAkamaiが、その他の特許権(U.S.Patent No.7,103,645,以下645号特許とする、U.S.Patent No.6,553,41,以下413号特許とする)についての連邦地裁によるクレーム解釈を争って控訴(appeal)し、他方、Limelightは逸失利益についての陪審判断に関して連邦地裁が判断(法律問題としての判断、JMOL) しなかったことについて交差控訴(cross appeal)を行った。

1-2 CAFC判決

. . .

(以下略、全 16ページ)

★ご購読のご希望はこちらをご覧ください http://www.softic.or.jp/publication/sln.html

¹ Akamai Techs., Inc. v. Limelight Networks, Inc., 614 F. Supp. 2d 90 (D. Mass. 2009)